

公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興交付金交付細則

平成 24 年 4 月 1 日
理 事 長 決 裁

改正 令和 6 年 3 月 25 日理事長決裁

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興交付金交付規程（以下「規程」という。）第 9 条の規定に基づき、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村振興交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(配分基準の取扱い)

第 2 条 規程第 3 条の規定に定める配分基準は、次のとおり取扱うものとする。

(1) 均等割額は、市町村振興交付金の交付総額の 3 割に相当する額を市町村数で除して得た額とし、1 円未満は切り捨てる。この場合において基準となる市町村数の数は、平成 17 年 1 月 1 日現在の数の 2 分の 1 と市町村振興交付金を交付しようとする日現在の数の 2 分の 1 を合算した数とする。

(2) 人口割額は、市町村振興交付金の交付総額の 7 割に相当する額に、岩手県の人口に対するそれぞれの市町村の人口の割合を乗じて得た額とし、1 円未満は切り捨てる。この場合において、基準となる人口は、最新の国勢調査による人口とする。

(交付金の単位)

第 3 条 市町村振興交付金の単位は、千円単位とし、千円未満の端数を合計して翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合わせて交付するものとする。

(預金利息等の取扱い)

第 4 条 市町村振興交付金の預金から生じる利息等は、事務手続上、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合わせて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第 5 条 協会は、市町村振興交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 6 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の市町村振興交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第 7 条 前条の通知を受けた市町村は、様式第 2 号の市町村振興交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(市町村の事業計画書の提出)

第 8 条 市町村は、前条の支払申請に際しては、様式第 3 号の事業計画書により市町村振興交付金を充当する事業の計画を提出するものとする。

(市町村の事業報告書の提出)

第 9 条 規程 8 条に掲げる市町村の事業報告は、様式第 4 号の事業報告書により翌年度 4 月末までに提出するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。